

Shell Spirax EP

シェル スパイラックス EP

一車両用ハイポイドギヤ油

ハイポイドギヤは、ほとんどの乗用車・トラック等のファイナル・ドライブギヤとして使用されていますが、極度の重荷重と共にすべり条件が加わり、非常に過酷な潤滑条件となります。

シェル スパイラックス EP は、高度精製基油に極圧性、酸化安定性、防錆性など特殊添加剤が加えられており、自動車のハイポイドギヤ用潤滑油として、総合的に実用性能を発揮します。

シェル スパイラックス EP は、重荷重のスパイラルベベルギヤ、一般ギヤボックス、ユニバーサルジョイントなどにも適しています。

■シェル スパイラックス EP の特徴

1. 極圧性に優れ、歯面損傷などのトラブルを防止します

極度の重荷重と強度のすべり条件のあるハイポイドギヤは、一般の潤滑油では油膜切れによる潤滑不良が起きてしまい、ついには歯面を損傷させます。シェル スパイラックス EP は、優れた極圧添加剤の配合により、これらの損傷から歯面を保護することにより歯車寿命の延長、円滑な作動を約束します。

2. 腐食防止・防錆性に優れています

シェル スパイラックス EP は、水分・湿気から起こる腐食や錆から歯車各部を保護し、歯面の精度を維持するとともに錆による各種のトラブルを防止します。

3. 安定性に優れ、長期間の使用に耐えることができます

シェル スパイラックス EP は、優れた酸化防止剤が配合されていますので、高温条件においても優れた安定性を示し、さらに連続運転などの厳しい条件でも長期間の使用に耐えることができます。

4. 消泡性が優れています

シェル スパイラックス EP は、厳選した消泡剤の配合により、潤滑の妨げとなる攪拌により発生するあわ立ちを抑え、優れた消泡性を示します。

シェル スパイラックス EP の合格規格

米軍規格 : MIL-L-2105 (API サービス分類 GL-4)

英国規格 : C. S. 3000A

(これらの規格は、過酷な条件で運転される自動車用ギヤ、特にハイポイドギヤの実用性能を規定しています。)

シェル スパイラックス EP 代表性状								
粘度 グレード	項目	密度 (15℃) g/cm ³	引火点 (開放式) ℃	流動点 ℃	色	動粘度 mm ² /s		粘度 指数
						@40℃	@100℃	
80		0.881	216	−35.0	L2.5	66.0	9.4	121
90		0.896	232	−17.5	L3.0	183.4	17.1	99
140		0.907	220	−10.0	D8.0	432.1	29.2	95

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更される場合があります。(2016-01)

シェル スパイラックス EP の販売荷姿 : 200Lドラム 20L ペール缶

■ 使用上の留意点

- ・他銘柄との混合は避けてください。混合することによりオイルの性能を低下させる場合がありますので、全量交換しての使用することをおすすめします。
- ・オイル交換をする場合は、ギヤボックス内に付着している摩耗粉や砂などが摩耗を促進しますので、フラッシングを行ってから新油を充填することをおすすめします。
- ・オイル中に、ゴミ・埃・水などが混入すると、摩耗・ギヤ鳴り・さびの発生など、ギヤ損傷の原因になりますので、オイルの保管・管理には充分注意してください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 ▼下記の注意事項に従ってお取扱ください。

＜取り扱い上の注意＞	
【安全対策】	・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.2. 2021.2.15